第３章　計画の基本的な方向性

1　計画の基本理念

子ども・子育て支援法の第２条でその理念が書かれており、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」となっています。

第１期計画では、幼保一体化の流れによる教育・保育の連携、父親と母親、家族の協力による子育て、企業、地域、行政の連携など、まち全体をあげて子育てを支援する方向のもと推進し、子育ちしやすいまち、地域のつながりが育まれ、元気や活力に満ちたまちの実現をめざしてきました。

本計画では、国が示す理念との調和を図り、子どもや子育て家庭を取り巻く状況やニーズなどを踏まえるとともに、第１期計画における取組みの連続性並びに整合性を維持するため、第１期計画での理念を継承し、本市が行政として取り組むべき方向性を位置づけます。

■基本理念■

“子育ちを支え”　育む・つながる
人間基礎教育のまち　せっつ

計画の基本理念の実現に向け、家族・家庭、保育所等・幼稚園・認定こども園、学校、企業、地域、行政が連携しながら、子どもの育ちを支えます。

■計画基本理念の概念図

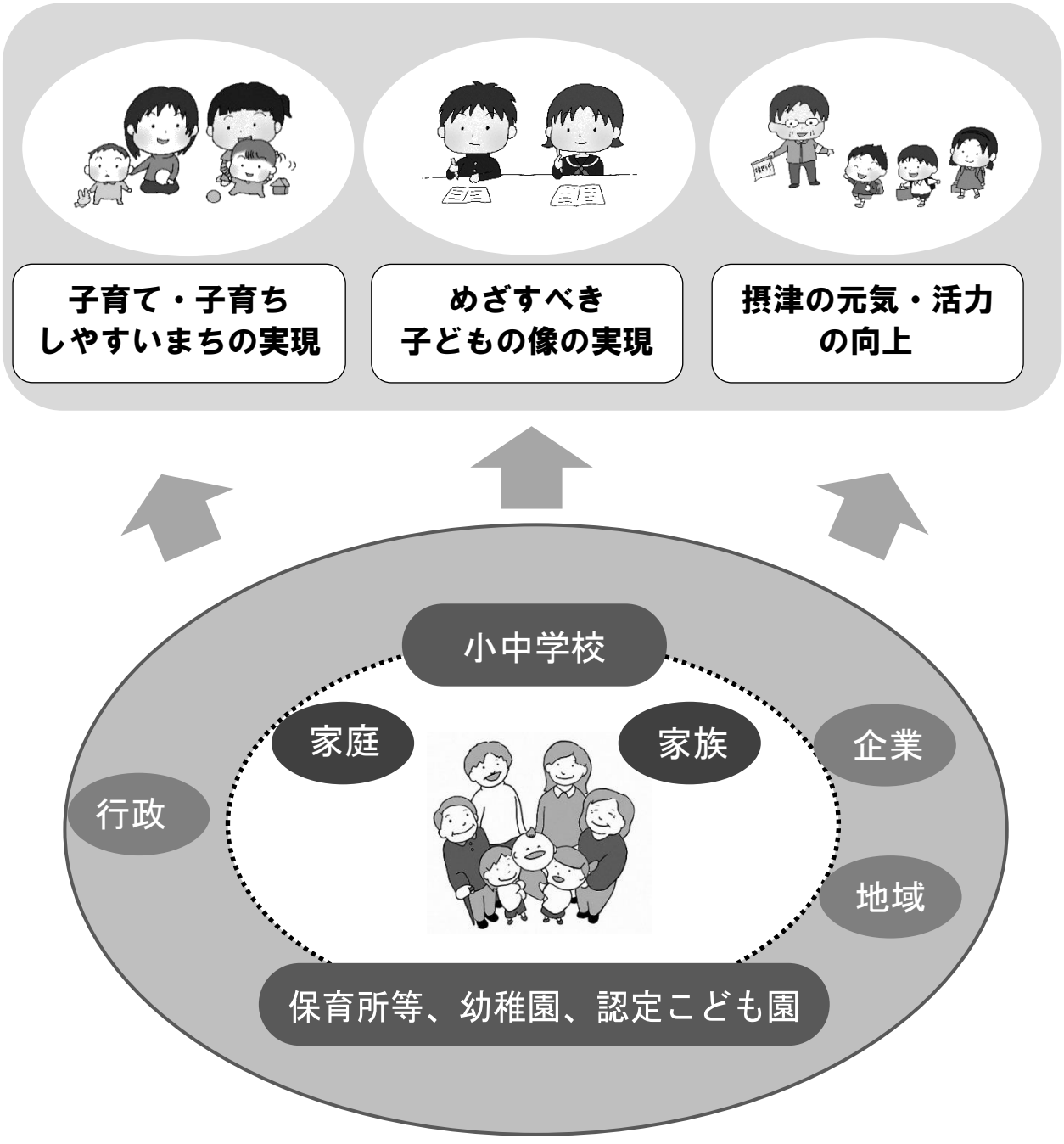

2　計画の基本目標

〔1〕子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり

子ども・子育て支援新制度に基づき、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備・充実させ、子育て中の保護者の教育・保育等のニーズへの対応を図り、子どもが不利益を被ることなく、成長できる環境づくりを進めます。

〔2〕子育て・子育て支援施策の方向

（1）家庭・家族・地域で子ども・子育てを支援する環境づくり

子どもの基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断など基本的倫理観、社会的マナー、自制心や自立心など「生きる力」の基礎的な資質や能力は家庭においてこそ培われます。家庭が本来果たすべき役割が欠如しつつある中、保護者が子どもの保育・教育に対する責任を自覚し、その責任を十分発揮できるための支援を行います。

また、保護者の親世代を含む子育て支援策についても推進します。子どもの育ちを地域全体で支えていくため、市民の子育てに対する関心を醸成し、これから親になる世代の親意識の醸成も図ります。

地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）などを充実し、子育てに関する相談支援や情報提供等の充実に努めます。また、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊産婦・乳幼児等の継続的な状況把握、妊産婦や保護者への情報提供や助言・指導、必要な方への支援プランの策定、関係機関との連絡調整などを行う仕組みを構築します。

（2）子どもの健やかな成長を支える環境づくり

親と子の健康づくりに関し、心身の両面で取組みの充実を図ります。また、子どものころから正しい食習慣を身につけ、食の楽しみや食への興味を高められるよう、食育を推進します。

療育体制の充実をはじめとした支援を行うとともに、ひとり親家庭に対しては、自立に向けて多面的な支援に努めます。

増加している児童虐待への対応として、未然防止、早期発見と迅速で的確な対応・支援をめざし、要保護児童対策地域協議会などのネットワークを強化し、取組みを進めます。

また、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」並びに「子供の貧困対策に関する大綱」の改正、及び市町村計画策定の努力義務化を踏まえ、本計画において子どもの貧困対策を位置づけ、関係機関・団体と連携しながら総合的な対策を推進します。

（3）子育てと仕事を両立できる環境づくり

育児休業制度の普及・啓発、事業所内保育施設の設置を促進することにより、子育てと仕事を両立できる就労環境づくりに努めます。

また、男女共同参画の視点に立った家庭生活の実現に向けて、学校及び社会教育分野において意識啓発を推進します。

（4）子どもが学び・育つ環境づくり

平成30年(2018年)４月から同時に改訂・施行された「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「認定こども園教育・保育要領」では、幼稚園・保育所間の教育・保育の内容が接近している状況や、幼稚園・保育所の機能を併せ持つ認定こども園の増加などを踏まえ、就学前に培いたい資質や能力、子どもに育ってほしい姿は、いずれの施設においても共通のものとされ、各々の施設で同様の教育・保育が受けられるよう、相互の整合性を確保することを求めています。

そのため、保育所等、幼稚園、認定こども園の横のつながりはもとより、就学を見据えた小学校、中学校とが相互に連携する教育の実践を図っていくとともに、青少年の自立促進のための支援も推進します。

（5）子どもが安全・安心に育つことができる環境づくり

子ども連れに配慮した公共施設の整備や交通バリアフリーを進め、子どもや子育て家庭に配慮した環境の整備に努めます。加えて、子どもたちが安全に、安心して遊ぶことができるよう、安全に配慮した遊び場の環境を維持・向上させるとともに、自然に配慮し、親しむことができる環境の整備に努めます。

3　計画の施策体系

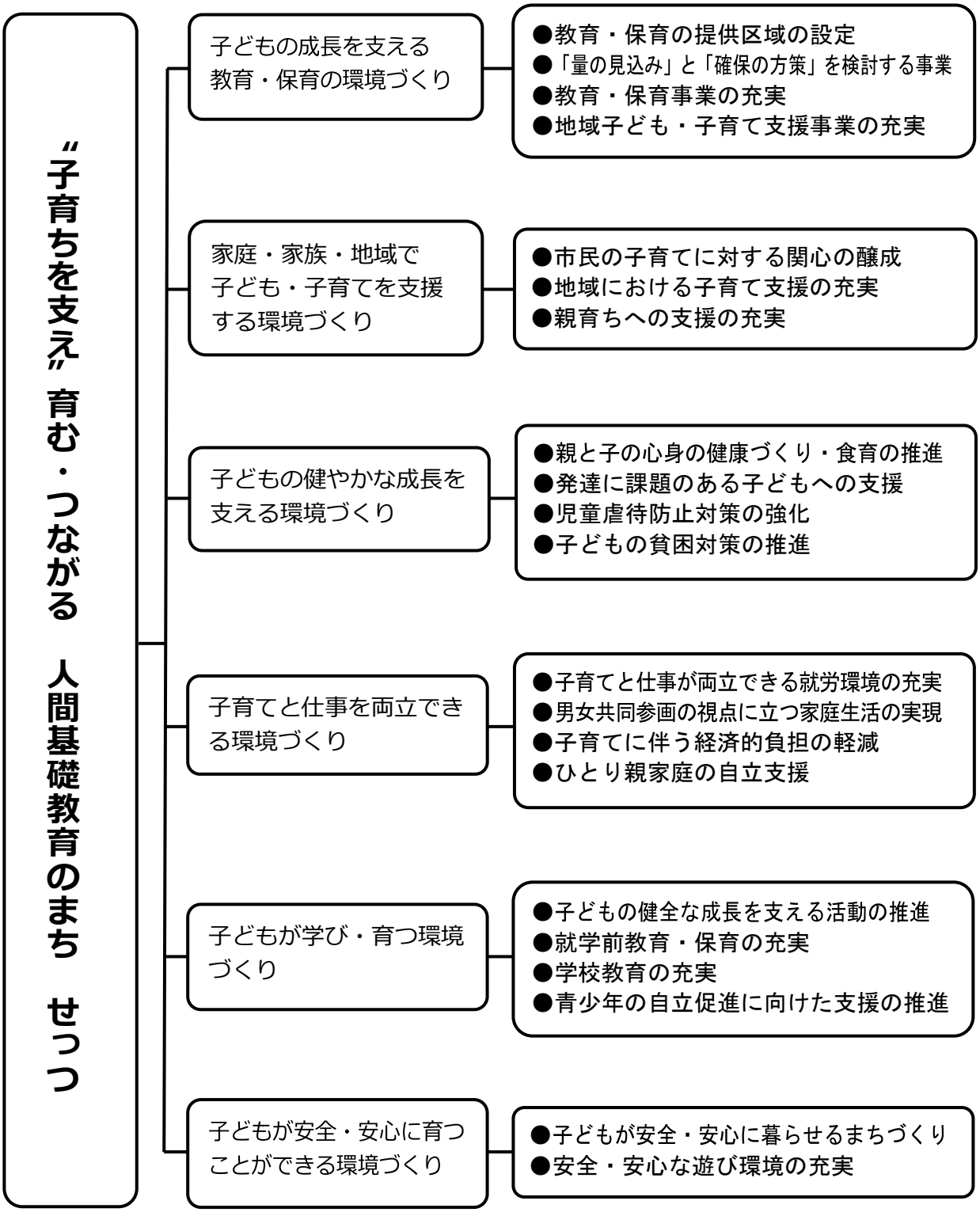
“子育ちを支え” 育む・つながる　人間基礎教育のまち　せっつ
子どもの成長を支える教育・保育の環境づくり
●教育・保育の提供区域の設定
●「量の見込み」と「確保の方策」を検討する事業
●教育・保育事業の充実
●地域子ども・子育て支援事業の充実
家庭・家族・地域で子ども・子育てを支援する環境づくり
●市民の子育てに対する関心の醸成
●地域における子育て支援の充実
●親育ちへの支援の充実
子どもの健やかな成長を支える環境づくり
●親と子の心身の健康づくり・食育の推進
●発達に課題のある子どもへの支援
●児童虐待防止対策の強化
●子どもの貧困対策の推進
子育てと仕事を両立できる環境づくり
●子育てと仕事が両立できる就労環境の充実
●男女共同参画の視点に立つ家庭生活の実現
●子育てに伴う経済的負担の軽減
●ひとり親家庭の自立支援
子どもが学び・育つ環境づくり
●子どもの健全な成長を支える活動の推進
●就学前教育・保育の充実
●学校教育の充実
●青少年の自立促進に向けた支援の推進
子どもが安全・安心に育つことができる環境づくり
●子どもが安全・安心に暮らせるまちづくり
●安全・安心な遊び環境の充実